

第24回

大人になると増える 「^{かね}金」と「^び美」の消費者トラブル

相談事例

- ①大学の先輩から「バイナリーオプションでもうかっている。話を聞いてみないか」と誘われた。先輩に紹介された人から「投資用USBを使用すると、1万円を1年間で何百万にすることができる。投資用USBは50万円だが、今投資すれば後で楽に暮らせる」と説明された。勧誘当時は19歳だったので、20歳になってすぐ契約したところ、学生ローンからの借入れを指南され、代金を支払った。その後、セミナーに参加したり、投資用USBを使ってみたりしたが、説明と異なりもうからない。解約し、返金してほしい。(20歳代、男性)
- ②脱毛エステの無料体験後、別室で有料エステの勧誘を受け続け、断り切れず約20万円の全身脱毛コースの契約をしてしまった。後日、初回施術の際、頭金として7万円を請求されたが、「持ち合わせていない」と言ったところ、スマホを勝手に使われ7万円をリボ払いでキャッシングされ、事業者の口座に送金された。帰宅後、エステ事業者に解約したいと伝えたところ、初回施術料約6万円を支払うように言われた。契約を取り消したい。(10歳代、女性)

●問題点とアドバイス

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によって契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができません。現状では、20歳代前半で多くみられるもうけ話や美容関連の消費者トラブルに、今後成年になったばかりの18歳・19歳も巻き込まれるおそれがありますので、注意が必要です。

(1) きっかけはネット・SNS広告やSNS上の知人からの誘いーうまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう

「簡単にもうかる」「手軽にキレイ」「〇% OFF」などのインターネット・SNSの広告や書き込み、友人や知人、SNSで知り合った人からの誘いをきっかけに、トラブルに巻き込まれています。こうした広告や説明はうのみにせず、安易に契

約しないようにしましょう。「お金がない」と言って断ると、消費者金融や学生ローンで借金をさせられたり、クレジットカードで支払わされたりする場合があります。必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう。

(2) 「虚偽説明」「強引」など問題のある販売方法・手口が目立つー消費者保護ルールの知識を身に付けましょう

消費者契約法では「うそを言われた」「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」場合に締結した契約を、後から取り消すことができます。

また、特定商取引法では、訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引での契約や、特定継続的役務提供(エステティックや美容医療等)の契約では、クーリング・オフできる場合があります。

こうした消費者を保護するルールの知識を身に付け、いざというときには活用するとともに、少しでも不審に思ったら早めに最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。

参考：国民生活センター「狙われる!? 18歳・19歳「金(かね)」と「美(び)」の消費者トラブルに気をつけて！」(2021年4月8日公表)
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408_1.html